

第3章 充実期

1995年—2000年

バブル崩壊の後遺症から抜け出せずにいる日本の経済。その一方で、ハイテク化、国際化の進展はめざましく、産業、雇用など様々な構造的な転換の時代を迎えます。

こうした時代にあって、職業教育へのニーズはより広がって、専修学校もそれに応えるべく努力を重ねていきます。



1995年11月23日、深夜零時からの発売となった日本語版「ウィンドウズ95」を目当てに、東京・秋葉原の電気街に詰めかけた人々。

専門士の誕生。1年目は23万人

専門学校卒業者の社会的評価向上へ

職業教育のなかめである専門学校（専修学校専門課程）で身につけた知識、技術、技能、そして仕事に対する姿勢など、プロとしての能力が社会で正しく評価されるべき。

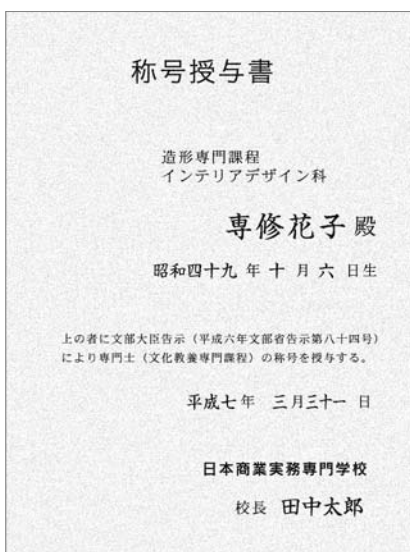
その「長年の強い願いがかなえられませんでした。」

1995（平成7）年1月、文部大臣によって、専門学校卒業者に「専門士」の称号が与えられ、日本全国に23万人の専門士が誕生しました。以来、毎年、多くの専門士が社会に巣立っています。

文部省は1994（平成6）年6月、一定の要件を満たす専門学校を卒業した者には「専門士」の称号を付与するとう、新たな制度を創設しました。

この制度は、専門学校での学びの成果が、称号を付与することで適切に評価され、課程修了者の社会的評価が高められることによって、生涯学習の振興が図られていくことを目的としています。

要件とは、次の通りです。



「専門士」称号授与書の例。平成7年以降、毎年、多数の専門士が誕生し、社会に羽ばたいている。

- ① 修業年限が2年以上であること。
- ② 課程の修了に必要な総授業時数が1700時間以上であること。
- ③ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

これに基づいて、文部大臣が認めた課程を、毎年、官報で告示していくこととなりました。初年度の1994（平成6）年度は、1995（平成7）年1月23日に発表。2085校、4554学科が認定され、全専門学校の73%、学科数は63%に上りました。

こうして、2年制以上の専門学校で、1700時間以上の授業を受け、必要な成績を修めて卒業した、約23万人が専門士の第1期生となったのです。以後毎年、続々と専門士が誕生しています。

「どの学校を出たか、よりも、何ができるのか」で選ばれる時代の称号

大学を卒業すれば学士（学位）、短期大学を卒業すれば準学士という称号が与えられます（2005（平成17）年度からは短期大学卒業者は短期大学士という学位が与えられます）。

ところが、大学、短期大学卒とならぶ高等教育機関であり、入学者は1991（平成3）年度には高等学校卒業者の約15%にも上っていたにもかかわらず、専門学校卒業者には、これらに相当する称号がありません。

●「専門士」称号付与の学校数、学科数 文部科学省調べ

年度	学校数 (校)	学科数 (学科)
1994 [H6]	2,085	4,554
1995 [H7]	2,230	4,885
1996 [H8]	2,338	5,167
1997 [H9]	2,441	5,492
1998 [H10]	2,545	5,879
1999 [H11]	2,692	6,278
2000 [H12]	2,751	6,425
2001 [H13]	2,768	6,500
2002 [H14]	2,784	6,619
2003 [H15]	2,796	6,704
2004 [H16]	2,844	6,891

した。

そこで、専門的な職業教育を受け、必要とされる技術、技能、知識を身につけたことを証明するものとして、専門士の称号が付与されることになったのです。すなわち、学歴よりも、学ぶ本人の二

Data Column

就職氷河期にあっても、高い就職率を維持。 学歴よりも「能力の証明」

ーズと人材を求める社会のニーズに即した、「どの学校を出たか、よりも、何ができるのか」で選ばれる時代の能力の証明が、なされるようになりました。

なお、専門士の英訳は、文部省は

technical associate としました(文部科学省発行の英文パンフレット「Specialized Training Colleges」などに記載)。technical は専門能力を示し、associateとは、短期大学卒業の進士あるい

は大学の短期コース卒業同等、つまり高等教育機関での2年間の課程修了者を意味しています。

専門学校で2年間の課程を修了すると、短期大学卒業と同等の待遇とするこ

とが、1977〔昭和52〕年の人事院規則改正で既に定められており、それが、後の大学への編入学へとつながっていきま

バブル崩壊後の1990年代、日本経済は様々な制度疲労などが表面化し、「失われた10年」と呼ばれ、さらにその後も景気低迷は続きました。

景気の動向を反映するものの一つである株価の動きを見てみると、バブル末期の1989〔平成元〕年12月、3万9000円に手が届く勢いの最高値を記録します。90年代に入ると、一気に3分の2にまで下げ、その後は2万円から1万5000円あたりを推移し、不況のトンネルの闇が続きます。

1980年代には、「ジャパン・アズ・ナンバー1」と日本型経営がもてはやされましたが、90年代になる

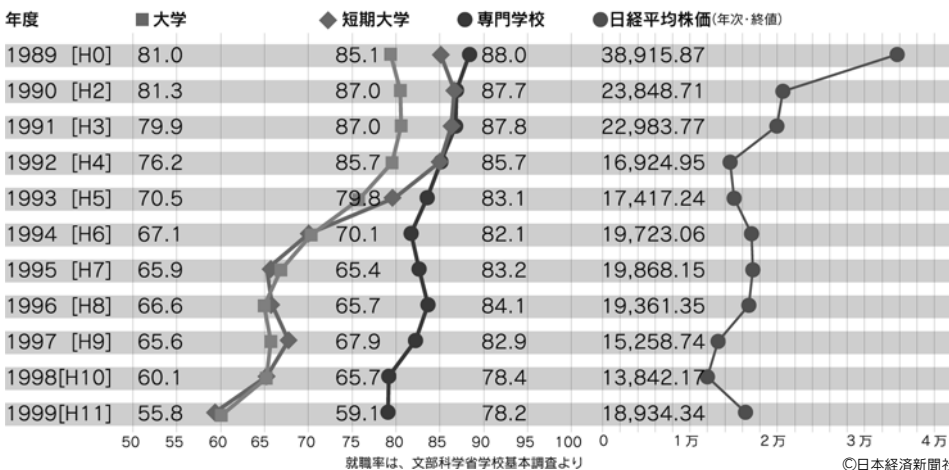
と、むしろ日本型経営の崩壊が進みます。終身雇用のしくみや、じつくりと人を育てるといふ企業文化、スペシャリストよりはゼネラリストを育てるといふ組織のあり方が影を潜めます。人材の流動化も活発になり、即戦力となるスペシャリストへの採用ニーズが高まっています。

就職を控えてリクルートスーツに身を固めた学生たちは、足を棒にし、靴の底を減らし、会社訪問のアポイメントにテレホンカードを何枚使っても(当時は、公衆電話がまだ、よく使われていた)、なかなか内定が取れず、「就職氷河期」あるいは「超氷河期」といわれていました。

そうした厳しい時代でありながらも、高い就職率を維持してきたのが、専門学校です。

不況の長いトンネルの中にあつて、雇う側にはじっくりと人を育てる余力はなく、採用する際にとって重要なファクターとなったのは、「どこかの学校を卒業したか、よりも、何ができるのか」である、ということでしょう。いわば能力の証明書といえる「専門士」の称号は、そんな時代のニーズもあつて、制度化されました。

●「失われた10年」の就職率(%)と株価(円)



学校教育法に専修学校が謳われ、 制度制定から20年

1995年〔平成7〕7月、専修学校制度は20周年を迎えました。

5日、これを記念する式典が、全国専修学校各種学校総連合会（全専各連）の主催、文部省の後援で、東京のアルカディア市ヶ谷において、盛大に開催されました。

与謝野馨文部大臣をはじめ、多くの来賓が臨席し、全国から専修学校関係者約500人が集まり、制度制定からの20年の歩みを祝い、専修学校の教育がいつその発展を遂げるよう、決意を新たにしました。

全専各連の大森厚会長は、従来の学校主体の教育だけではなく、これからの生涯学習社会の構築に向けて、専修学校が大きな力を発揮していかなければならないと挨拶しました。

続いて、与謝野馨文部大臣からの挨拶は、

「専修学校は、昭和50年に学校教育法



盛大に執り行われた専修学校制度20周年記念式典（アルカディア市ヶ谷）。

の一部改正により制度が創設されて以来、時代と社会の進展に対応して発展し、学校数で3400校、生徒数で84万人を数えるにいたりました。

社会の変化に適切に対応して、実践的な職業教育、専門技術教育の充実に貢献するとともに、多くの有為な人材を送り出し、わが国の高等教育および後期中等教育のなかで、重要な役割を果たしています。

21世紀が間近に迫っている今日、次の世代がわが国社会を真に創造的でダイナ

ミックなものとするために、また国民一人ひとりがゆとりと潤いのある生活を実感し、多様な個性を発揮しながら自己実現を図ることができるよう質の高い社会をつくっていくうえで、教育の果たすべき役割はますます重要になると考えます。

専修学校教育につきましても、その特色をいっそう発揮し、個性豊かで真に実力の備わった人材を育成するとともに、地域の人々に対して様々な学習の場を提供することが求められております。

今後とも社会や国民の多様な要請に応え、つねに教育内容の改善・充実に努められるよう期待します」

と専修学校への期待とともに、専修学校設置基準の改正と、専門課程修了者の社会的評価向上のために、専門士の称号を付与できるようにした文部省の取り組みについて語られました。

自由民主党の国会議員の有志による専

修学校等振興議員連盟会長の原田憲衆議院議員からは、文部省に生涯学習局が設置されたことは21世紀に向けた教育の方針の一つ、その真価はこれから、と専修学校へのエールが送られました。

また、専修学校教育功労者201人に文部大臣表彰が、487人に全専各連会長表彰が行われました。



祝賀会では、与謝野馨文部大臣の首頭で、専修学校の発展を祈って乾杯。

専修学校制度20周年記念講演・シンポジウム 「これからの日本の高等教育」「21世紀の専修学校を考える」をテーマに

専修学校の生涯学習への 取り組みに期待

専修学校制度20周年記念式典の翌日、7月6日には、記念講演とシンポジウムが行われました。

日本経営者団体連盟副会長などを務める諸井虔秩父小野田株式会社社会長が「これからの日本の高等教育」について講演。専修学校の効率的な実学教育は、企業が求める実際に役立つ人材を育てていることを述べ、年功序列や終身雇用システムが崩れていく中で、専修学校の生涯学習への取り組みに期待を寄せました。

人格と技術に優れた職業人を 育てるのが専修学校の使命

パネルディスカッションは「21世紀の専修学校を考える」をテーマに進められました。

私学振興の立場から戸田修三氏は「大学・短期大学と専門学校は、役割分

担を明確にしたうえで、相互に協力する動きが出てきた。専門学校はアイデンティティを確立しながら、高度化、個性化の実現を」と指摘。

ジャーナリストの永井順國氏は「生涯学習社会が成熟すれば、学歴の効用は相対的に下がる。専門学校は生涯学習ニーズを掘り起こすとともに、自己改革を」とコメント。

企業の人材開発の専門家である小野紘昭氏は「企業は実力主義的な人事制度に移行し、企業人は自分自身で専門能力を磨かなければならない。専門学校の教育は、これと合致していくはず」とエールを送りました。

これらを受けて、大森厚会長は「職業教育と専修学校のあり方を問い、改革と前進を図る。人格と技術との両方が優れた職業人を育てていくのが我々の使命」と決意を述べました。

専修学校制度20周年記念シンポジウム

主催 全国専修学校各種学校総連合会 後援 財団法人専修学校教育振興会



さまざまな切り口から、専修学校の可能性を語り合ったパネルディスカッション。

●パネリスト

- 戸田修三——日本私学振興財団理事長
永井順國——読売新聞社論説委員
小野紘昭——株式会社富士ゼロックス総合教育研究所調査研究開発部長
大森 厚——全国専修学校各種学校総連合会会長
コーディネーター：伊東兵次——全国専修学校各種学校総連合会副会長

校舎が一瞬にして崩れ去り、瓦礫の山と化して

1995〔平成7〕年1月17日未明、阪神・淡路大震災が発生。犠牲となった方は6000人を超え、専修学校各種学校の教職員、学生・生徒、合わせて19人が帰らぬ人となりました。

校舎が一瞬にして崩れ去り、瓦礫の山と化した専修学校・各種学校もあり、被害は、兵庫、大阪地区を中心に、延べ203校に上りました。コンピュータなどの教育機器の損壊もあって、再開のめどが立たない学校も数多くありました。

一体、どのように復旧し、授業を再開したらよいか、瓦礫を撤去するだけでも1校当たり、およそ3000万円が必要でした。

「激甚法適用へ運動開始」

震災発生から9日後の1月26日、『広報 全専各連』は、こんな見出しの号外を出しています。激甚法とは、「甚大災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」です。

その第十七条は、激甚災害を受けた私



阪神・淡路大震災は多くの校舎、教育機器を瓦礫の山に変えた。

立の学校に対して、国は、復旧に要する工事費と事務費の半分を補助することができます、といった内容を謳っています。

ところが、専修学校は私立の学校でありながら「適用外」です。

なぜなら、ここでいう私立の学校とは、学校教育法第一条に規定する学校をいうとあり、専修学校は第八十二条の二の「第一条に掲げるもの以外の教育施設」だからです。

第一条に定める学校と同様に、施設・設備の復旧費の半額補助を実現

社団法人兵庫県専修学校各種学校連合会（兵専各）は、県に掛け合ったものの、「学校なのだから国に頼むのが筋」と言われ、国に交渉をすれば、「認可官庁の県へ」と、なかなか進展しませんでした。

4万人に上る学生・生徒が1日も早く、学びをとり戻せるように、全専各連と兵専各役員を中心に全会員が奔走し、その結果、文部省の審議官と兵庫県知事との会見を実現しました。

議員連盟からの働きかけもあり、2月17日、閣議決定によって、第一条に定める学校と同様の、施設・設備の復旧費の半額補助など補正予算が、専修学校に対し、国庫より組まれることとなりました。また、各種学校への補助は復興基金の事業として実施されることとなりました。

た。

2004〔平成16〕年10月に発生した新潟県中越地震においても、専修学校・各種学校は被害を受けています。このときも兵庫県のときにならって行政に働きかけ、激甚法と同様の措置がとられ、公的支援が行われました。

しかし、激甚法十七条は、今も、一条校（学校教育法第一条に定める学校）のみを対象としたままであり、改正にはいたっていません。



被災者を支援するボランティアの専門学校生。



2004〔平成16〕年10月23日、土砂崩れて滑り落ちた家屋。新潟県中越地震。



復旧が進められる校舎。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
 (私立学校施設災害復旧事業に対する補助)

第十七条

国は、激甚災害を受けた私立の学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。以下同じ。)の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。

学校教育法

第一条

この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。



激甚災害に対処するために



社団法人兵庫県専修学校
 各種学校連合会会長
 全国専修学校各種学校総連合会
 激甚法対応専門委員会委員長

稲葉 豊

阪神・淡路大震災で専修学校、各種学校は甚大な被害を受け、1日も早い復旧のため、それぞれの学校の方々の大変な骨折りがありました。何よりも、授業をしたくてもできないという強いいらだち。それは、どの先生もが共通して抱いたものでした。専修学校は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(激甚法)の対象になっていない故の苦勞があったのです。

阪神・淡路大震災では、復旧が急がれる中、激甚法の改正はできないので恒久的な対策ではありませんでしたが、法律に特別の解釈をすることで予算措置がとられ、学校法人立の専修学校に対しては一条校と同様に助成を受けることができました。また、その他の学校群に対しても、兵庫県をはじめとする被災自治体による震災復興基金を活用した対策をとっていただいたのです。

阪神・淡路大震災から10年が過ぎようとした平成16年の秋、新潟県中越地震が発生しました。阪神・淡路大震災と同様の対策がとられましたが、激甚法自体は何も変わっていません。

従来から、地震の専門家からは、東海地震、南海地震、東南海地震など発生の可能性が高いと指摘されています。全専各連では、激甚法対応専門委員会を設置し、激甚法が専修学校等に正式に適用されるように、激甚法第十七条に「専修学校等」が加えられるように、関係各機関に働きかけをしています。

ある日突然、地震に襲いかかれる前に、激甚法改正という備えを、今すぐにも実現しなければなりません。

進む少子化、教育の高度化

18歳人口の急減期を迎え、将来に向けたあり方をさぐる

日本の少子化がますますスピードで進み、18歳人口は1992〔平成4〕年にピークを迎えて以降減り続け、高等学校卒業生を受け入れる高等教育機関は、生き残りをかけた競争の時代に突入しました。専修学校は危機感をばねに、教育の質を上げる高度化に取り組むとともに、18歳人口に留まらない職業人の再教育など、生涯学習の普及を進めていきました。

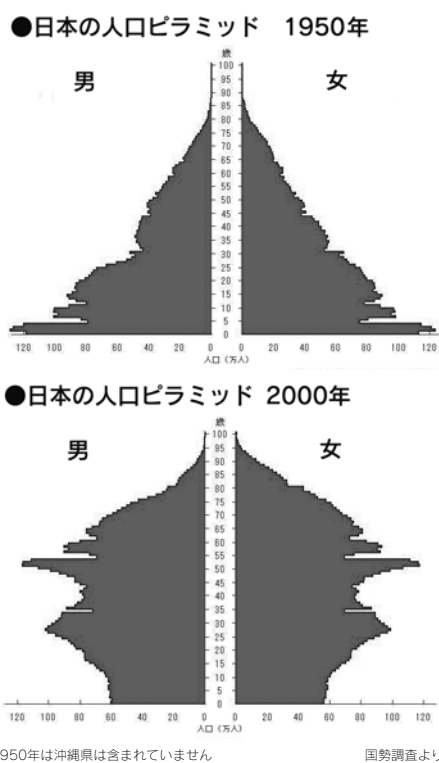
変化する社会の新たな人材需要に 応える教育機関に

日本の人口ピラミッドは、1950〔昭和25〕年時点では、裾野の広がった三角形で、ピラミッドと呼ぶに相応しい形をしていました。しかし、少子高齢化が進み、もはやピラミッドとはいえない不安定な姿へと変貌していきました。

18歳人口がピークを迎えたのは1992〔平成4〕年、約205万人でした。

ここから下降を始め、その後、回復することなく減り続けています。

ピーク時に比べ、「入学者が減った」と、約50%の専門学校が答えた1996〔平成8〕年の調査結果があります。



この調査とは、『専門学校における教育改善と18歳人口急減期への対応に関する調査研究』（研究代表者・倉内史郎東洋大学文学部教授）で、教育分野の研究者が文部省の科学研究費補助を受け、1

995〔平成7〕年度から1997〔平成9〕年度にかけて行ったものです。

専門学校が厳しい経営環境に直面する中で、その将来像を描き出そうというのが、その目的でした。調査は、「専門学校自身が描く将来像」と、「高等学校の進学指導の視点」と「企業からの期待」についてのニーズをもとに、新たな道を探るという趣旨で、進められていきました。

3年間の調査研究から浮かび上がった専門学校の将来像とは、社会の変化に伴う新たな人材需要に応える高等教育機関となること。そして産業界との連携を深めながら、豊かな人間性の育成に努めて

いくという姿でした。

すなわちそれは、18歳入学者に限定するのではなく、人の生涯にわたって、あらゆるステージで教育を提供していく生涯学習をめざしたものです。



子どもたちに歯の大切さを教える医療系専門学校の学生。

高等学校、企業が描く 専門学校像とは 資格取得、即戦力などを評価

『専門学校における教育改善と18歳人口急減期への対応に関する調査研究』では、高等学校500校、企業2000社、専門学校660校を対象に調査をしています。

高校生は、進路に専門学校を選ぶ理由として、「希望する資格の取得に有利」「希望する職種につくのに有利」などを上位に挙げています。

高等学校の進路指導担当の先生方は、この2つを上位に置くほか、「実践的な教育が本人に向いている」という適性を重視しています。企業からの期待を、採用理由にみると、「実践的専門知識」「即戦力」を上位に挙げています。

一方、専門学校自身が重視しているものは、「実践的な専門知識・技術の教育」「仕事に必要な資格・免許の取得」「職業意識・社会人になるための教育」

の順でした。

また、企業、高等学校、専門学校自身を何れを専門学校生の良い点、弱い点としているかについても調査しました。

「実践的専門知識・技術」はいずれももつとも高く評価しています。「仕事に必要な資格や免許」については、専門学校や高等学校ほどには企業は評価が高くないことが明らかになりました。弱い点は、「一般常識や教養」を挙げ、専門学校の比率が企業や高等学校に比べて高くなっています。一方、「基礎的な学力」については、専門学校が考えるほどには企業は弱点と考えていないことも示されました。

データ出典：『専門学校における教育改善と18歳人口急減期への対応に関する調査研究』1998（平成10）年3月発行より

●企業が専門学校新卒者を採用する理由（%）



●教育で重視しているもの（%） 複数回答（3つまで）

専門学校数	実践的な専門知識・技術の教育	高水準の専門知識・技術の教育	専門分野を中心とした幅広い教育	新しい技術や分野に対応した教育	仕事に必要な資格や免許の取得	基礎的な学力の向上	一般常識や教養面の教育	人格形成	職業意識・社会人になるための教育
全体 412	77.4	15.3	29.9	28.6	51.0	5.1	12.9	22.6	43.9
工業 127	84.3	8.7	26.8	34.6	61.4	4.7	11.0	18.9	42.5
農業 3	100.0	—	33.3	66.7	33.3	—	33.3	—	33.3
医療 24	62.5	20.8	33.3	16.7	66.7	4.2	8.3	33.3	33.3
衛生 41	90.2	26.8	36.6	9.8	19.5	4.9	14.6	29.3	51.2
教育・社会福祉 36	80.6	19.4	36.1	11.1	44.4	5.6	13.9	44.4	38.9
商業実務 82	74.4	11.0	26.8	24.4	58.5	1.2	14.6	22.0	57.3
服飾・家政 43	65.1	27.9	27.9	39.5	48.8	14.0	—	11.6	34.9
文化・教養 38	68.4	18.4	36.8	42.1	28.9	7.9	21.1	13.2	39.5

●進路指導の考慮点（%）

進路者の進路選択理由（生徒側）	進路指導の考慮点（担当者側）
希望する職種につくのに有利	61.2 / 32.3
希望する資格の取得に有利	69.2 / 39.8
希望する学科・専攻が専門学校のみ	12.7 / 8.0
実践的な教育が本人に向いている	26.6 / 11.5
自分の学力に合った学校	50.2 / 4.9
修学期間が短い	4.6 / 0.9
すぐには就職したくない	16.0 / —
適当な就職先がない	11.4 / 0.0
通える範囲に短期大学・大学がない	1.3 / 0.9

●専門学校生の良い点、弱い点（%）

	高等学校	専門学校	企業
良い点			
実践的専門知識・技術	80.6	81.8	53.7
仕事に必要な資格や免許	74.3	53.2	28.7
就職後の即戦力としての活用	51.9	66.0	38.3
弱い点			
一般常識や教養	52.3	66.3	29.7
創造力・企画力	19.8	40.3	26.5
基礎的な学力	37.6	43.0	16.0

高度化への取り組み——

利用者のニーズを反映して

知識・技術を習得、

選択科目も個性を生かして

1996〔平成8〕年6月28日、厚生省の理容師・美容師養成制度見直し検討会は、カリキュラムを、より利用者のニーズを取り入れた実践的教育と、理容師・美容師の個性を生かす多様な選択科目を設けた内容に改める報告をまとめました。

これは、前年の1995〔平成7〕年6月に改正された理容師法と美容師法に基づくもので、半世紀ぶりの見直しとなりました。従来の制度は、修業年限1年で1200時間、理容師・美容師の受験資格は中学校卒業以上で、免許を与えるのは都道府県知事でした。

しかし、制度は、50年の間に時代のニーズと大きく乖離していました。理・美容のめざましい技術革新、消費者の持つ豊富な情報、求められる顧客満足。これらに対応する十分なサービスを提供し、店舗経営を成功させるための知識・技術を学び、さらに業界から求められる人間教育を行うには、1年間の修業ではとても足りません。

また、顧客ニーズが多様化するにつれてサービスも多彩となりました。それに



腕を競い合う美容学校の学生。

応じて提供する技術者においても、それぞれ得意とする分野が分かれていったのです。

改正後は、修業年限を2年間とし、2000時間とゆとりをもたせ、受験資格は高等学校卒業以上、インターン制度は廃止し、免許は厚生大臣が与えることになり、理容師・美容師の資質向上への措置がとられたのです。

これにともなう見直されたカリキュラムは、従来の衛生面を重視した内容を改め、理・美容文化、技術理論などの専門知識や英会話、情報技術などの教養を身につけ、エステティックなど、時代に即した技術の習得ができる選択必修科目を充実させるなどの高度化が図られ、1

998〔平成10〕年度からスタートしました。

高度化への取り組み——豊かな感性を、ゆとりある学びから

また、調理師養成課程は、「1200時間以上」でしたが、「960時間以上(32単位)」へ変更する最終報告が、1996〔平成8〕年11月、厚生省の調理師養成制度検討会(座長・細谷憲政東京大名誉教授)より出されました。

食のニーズが高度化、多様化する中、検討会は、21世紀に期待される調理師像を、調理の専門知識・技能、高度な衛生管理、豊かな感性と美的感覚とし、その実現のために、養成施設が独自のカリキュラムを打ち出せるように見直しを図りました。また、2年制への移行を奨励しました。

高度化への取り組み——インターネット時代に対応して協会を発足

もちろん、他の分野においても、それぞれの学校でのレベルアップの努力は、制度の改正を待たずとも続けられてきました。

例えば、技術が急速に進歩を遂げる情報分野。前年の1995〔平成7〕年はマルチメディア元年ともいわれ、コンピ

ュータによる視覚的あるいは音声を取り込んだ表現やシステムに注目が集まりました。そして11月にはウィンドウズ95が発売され、それをきっかけにパソコンとインターネットの大ブームが巻き起こったのです。

同じ月、財団法人専修学校教育振興会・情報教育協会は、情報系の専門学校をつなぐ専門学校インターネットサーバーを立ち上げました。

その後、社会におけるインターネットの普及はめざましく、情報系にとどまらない、様々な分野の専修学校によって、映像や音声などを取り込んだマルチメディア教材の導入が進んでいきます。

情報系の学校ではメディアとアートを一体化、語学系の学校では発音の練習に



製菓の実習。指先に神経を集中して。

マルチメディアを取り入れ、服飾系の学校ではファッションの広告制作に画像処理を活用するなど、様々な分野で導入が図られました。

カリキュラムや指導方法の開発、先駆的な教育のグループ研究を支援する教育高度化開発研究事業

教育の質の充実を側面から支援してきたのが、1988〔昭和63〕年から始まった文部省委託による専修学校職業教育高度化開発研究事業です。

個々の学校によるカリキュラムや指導方法の開発、あるいは先駆的な教育を実践している学校によるグループでの研究など、工業、農業、衛生、商業実務、服飾・家政、文化・教養、情報の各分野で取り組まれてきました。1995〔平成7〕年度は様々な学校で、マルチメディア教育関連がテーマに取り上げられました。

1997〔平成9〕年4月、情報教育協会は、財団法人専修学校教育振興会から独立して全国専門学校情報教育協会と改称し、全国専修学校各種学校総連合会（全専各連）の分野別専門部会となりました。教員の研修に力を入れるとともに、教育カリキュラムの分析などを行い、情報を活用した専門学校の教育のありかた

を追求していきます。

1998〔平成10〕年11月には、全国専門学校情報教育協会によるマルチメディア教育教材発表会が東京で開催されました。これは、情報教育を行っている会員校に対して、賛助会員となっている企業が開発したマルチメディア教材、遠隔教育のツール、各種機器など、教育関連商品を紹介するとともに、産学の情報交換の機会としても有意義に活用されました。後に専修学校フォーラムと改称し、今日でも多くの専修学校関係者の参加を促しています。

こうした各種の取り組みを通じて、各分野で教育内容の研鑽が積み重ねられてい



コンピュータ実習に励む学生。

Opinion column

高度化、時代のニーズに答えて

かつて、理・美容師になるには、専門学校で1年間学び、さらに1年間、理・美容室でインターンをしてから資格試験を受けるというしくみになっていました。

しかし、年々、理・美容室の技術は変化し、それに対して専門学校の教育内容は旧態依然でした。1年間の学びでは、厚生省で決められたことをこなすだけで精一杯だったのです。

そこで、履修の年限を増やし、2年制を設ける決意をしたのです。当時、厚生省は、「法律では1年となっているから受け入れられない」との姿勢を示しましたが、私は「いや、1年以上となっているので2年も可能はずです」と訴え、認められたのです。

最初、2年制に踏み切ったのは私が校長を務める学校だけでした。というのは、現状の定員の枠内でしか認められませんから、今まで1000人定員で



国際理容美容専門学校校長

中村文雄

あれば、1年制と2年制それぞれ50人定員となり、2年制の初年度の募集はその半数の25人としなければならず、経営的にはマイナスだったのです。

若者たちは2年制を、当然そうあるべきとして受け入れてくれました。専門士になるには2年学ばなければならぬことを、彼らも知っていましたから。そうして制度改革により他校も次々と、これに続きました。

2年制の開始とともに取り組んだのは、教員の研修です。外部講師にも依頼して、指導技術や教育心理、マネージメントなど、月に2〜3回行い、教員のレベルアップと意識改革を図りました。

理容、美容の世界は、人々の美意識の変化や、技術の進歩など変化が激しいです。そうした中で、つねに高度化への意識を持つことが重要であると考えています。

産業構造の転換に対応し、 社会人にリカレント教育を

生涯を通じた学び、職業人のための能力強化の再教育をきりひらく

バブルが崩壊して数年が過ぎても、日本経済は回復の兆しありません。不況の長いトンネルは出口が見えないまま、リストラの嵐が吹き荒れ、失業率は上がり続けます。

そうした事態の打開に向けて、時代が注目したのが専修学校でした。専門性を高め、新たな活路を見出す教育機関として、社会人からの期待が集まったのです。

「工場等制限法」の運用が緩和され、 首都圏、近畿圏での校舎の 新增設が可能に

1997〔平成9〕年3月、「工場等制限法」運用緩和の通達が、国土庁から首都圏と近畿圏の自治体に出されました。

この法律は、人や産業の都市への集中を防止することを目的として、高度成長期真っ只中の1959〔昭和34〕年にま

ず首都圏で、次いで1964〔昭和39〕

年に近畿圏を対象に制定されたものです。工場や大学など人口増加につながるものの新増設を制限。1000㎡以上の専修学校などは、新設や増設が制限されていきました。

ところが、時代は大きく変わりました。産業構造は、製造業からサービス業へと転換し、さらに製造業は、円高と国際化によって、生産拠点を海外に移すなど、工場の新增設を制限する理由が薄らいできたのです。

教育をめぐる環境も政策も変化を遂げました。経済の国際競争が激化するにつれ、職業人が知識をブラッシュアップするための場として、都市圏にこそ生涯学習機関が必要とされるようになってきたのです。

運用緩和の対象となったのは、東京都、埼玉県、横浜市、川崎市、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、神戸市の4都府県

と5つの政令指定都市です。

これにともなって、文部省は各都道府県の専修学校を担当する部局に通知を出しました。

今後は、次のような場合については、新設・増設を認めるという方針を示しました。

①カリキュラムの多様化など、教育環境の改善の促進。

収容定員を増やすのではなく、カリキュラムの改善や学部などの改組にともなって授業科目を増やしたり、科目ごとの受講者数を少人数にするなどによって、教室を新設したり、増やす場合。

②社会人の生涯教育の要請への対応。
社会人の受け入れによ

って定員を増やすことで、教室の新増設が必要になる場合。

③日本の経済社会の国際化への対応。
留学生や帰国生徒を受け入れることにより定員を増やすことで、教室の新増設が必要になる場合。

④地域のニーズへ対応した特定分野の計画的な人材の養成の促進。
看護職員や医療技術者などの計画的な



東京の都心。バブルの時代は地上げに荒れ、バブル崩壊後は地価が下がり、人々は都心へ回帰する

人材養成を進めるための新設や増設を行う場合。

⑤ 地域に開かれた大学などの実現。文化セミナーなどの公開講座のための専用施設は、制限対象施設とせず、設置することができる。

大学の都心回帰、競争の激化

これらの方針が掲げられるように、この運用緩和は、専修学校にとって、カリキュラムの改善、学科などの改組、新たな教育機器の導入、社会人や専門学校での留学生の受け入れ、昼間に加えて夜間の教育の設置、医療技術者などの人材育成など、新たな道を開く可能性を示しています。

社会人が勤め帰りに立ち寄りやすい再教育の場を提供することで、日本の産業の人材育成の拠点となっていく。そうした役割が、あらためて求められたといえます。

とはいえ、この運用緩和は、郊外にキャンパスを移転していた大学の都心回帰を促しました。それは、交通の便のよい場所に立地する教育機関である専修学校にとって新たな競争の始まりとなったのです。

その後、工場等制限法は、2002〔平成14〕年に廃止となりました。

Data Column

若年層の失業、中年の不安 強く求められた、職業人の再教育

1997〔平成9〕年は、都市銀行や大手証券会社が経営破たんするなど、金融機関の大型倒産が相次ぎました。消費税が3%から5%に引き上げられたことも、景気回復の足を引っ張ったといわれます。また、アジア通貨危機も起こり、アジアに投資している企業にとっては、痛手となりました。

完全失業率は、この年まで3%台でしたが、翌年には4%台に突入。その後、2001〔平成13〕年には5%にまで上昇しました。

完全失業率とは、完全失業者を労働力人口で割った値です。完全失業者とは、現在は職に就いていないが、仕事を探している人のこと。労働力人口とは、15歳以上で、仕事に就いている人と失業している人の合計です。

15〜24歳の若年層の比率が高くなっています。その原因の一つは、多くの企業が、景気が後退すると新規学卒者の採用を控えることで、労働需要の縮小に対応しようとしたためです。同時に、豊かな時代となって、若年者の勤労意識の低下も一因となっているでしょう。

一方、中年男性の、職を失うことへの不安も高まりました。これまで日本企業は「終身雇用」といわれる長期雇用の制度を採用し、働く場の安定を図ってきましたが、バブルの崩壊が日本特有の制度すら変えたのです。

リストラなどによって失業者が増える中、職業上のストレスを感じている人は増加していきます。

労働者健康状況白書（労働省）によれば、「仕事や職業生活での強い不安、悩み、ストレスがある」と答えた人は、バブルが崩壊してすぐ後の1992〔平成4〕年には57.3%でしたが、1997〔平成9〕年には62.8%に増えていきます。男性では、30歳代と50歳代がともに約65%であるのに対して、40歳代男性は69%と比率が高くなっています。

また、1998〔平成10〕年の国民生活白書（経済企画庁）は、中高年層ほど賃金に対しての貢献度が低いことを指摘しており、プレッシャーも高まっていることがうかがえます。

このようなことから、職業人の再教育が強く求められたのです。

●年齢階級別完全失業率の推移 (%)

出典：総務省「労働力調査」

	15~19歳		20~24歳		25~29歳		30~34歳		35~39歳		40~44歳		45~49歳		50~54歳		55~59歳		60~64歳		65歳以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1994 [H6]	8.3	6.8	5.0	5.0	3.1	5.4	2.1	3.8	1.8	2.5	1.9	2.4	1.7	2.0	1.9	1.6	2.5	1.8	7.2	2.0	1.9	0.6
1995 [H7]	8.9	7.5	5.5	5.8	3.7	5.2	2.3	4.7	1.8	3.0	2.0	2.2	1.8	2.1	1.9	2.0	2.7	1.7	7.5	2.6	2.2	0.6
1996 [H8]	10.3	9.1	6.1	6.2	4.0	5.5	2.5	4.6	2.1	3.0	2.1	2.3	2.0	2.0	2.0	2.1	2.7	2.1	8.5	2.6	2.1	0.6
1997 [H9]	10.3	7.6	6.2	6.1	3.9	6.3	2.7	4.4	2.1	2.9	2.2	2.1	2.1	2.0	2.1	2.0	2.6	2.0	8.3	2.5	2.0	0.6
1998 [H10]	12.0	9.1	7.3	6.9	4.9	6.7	3.1	5.6	2.8	3.7	2.8	2.9	2.4	2.4	2.7	2.2	3.6	2.8	10.0	3.1	2.6	0.6
1999 [H11]	15.1	9.5	9.3	7.9	5.6	7.1	3.8	5.8	3.1	4.2	3.1	3.3	3.0	2.9	3.4	3.0	4.4	3.0	10.2	3.8	2.9	0.5
2000 [H12]	14.1	9.8	9.6	7.5	5.8	6.7	4.2	6.0	3.0	4.1	2.9	3.3	3.2	3.1	3.8	3.1	4.5	3.1	10.4	4.5	3.2	1.1
2001 [H13]	13.2	11.1	9.8	8.2	6.2	7.2	4.7	6.4	3.5	4.8	3.2	3.3	3.6	3.2	3.8	3.2	4.7	3.2	10.3	4.4	3.2	1.1
2002 [H14]	15.2	10.2	10.5	8.3	6.8	7.7	5.0	7.1	4.0	5.2	3.7	4.0	4.0	3.7	4.5	3.6	5.3	3.2	9.7	4.3	2.9	1.1
2003 [H15]	13.3	10.5	11.2	8.2	7.0	6.9	4.9	6.6	4.1	5.3	3.4	4.0	3.6	3.1	4.1	3.2	5.0	3.3	9.2	4.2	3.3	1.1
2004 [H16]	12.3	11.1	10.3	7.7	6.9	5.9	4.6	5.7	3.8	5.2	3.4	3.6	3.1	3.1	3.8	3.1	4.1	2.8	7.1	3.4	2.6	1.1

高い失業率と景気低迷に、専修学校による職業人への再教育

長引く不況の中、職種転換や能力アップの必要に迫られる人が増えてきました。そこで、社会人対象の新たな教育が求められるようになり、そのための教育プログラムの開発が急務となってきました。

文部省によって、専修学校と企業、学識経験者などで構成する専修学校職業人再教育推進協議会（会長・井戸和男天理大学教授）が、1995〔平成7〕年度に立ち上げられ、1999〔平成11〕年度まで、職業人の再教育に関するニーズなどの情報収集、そして学習プログラムの研究と学習コースの開発が行われました。

不況にありながら、社会は変化のスピードを緩めることはありません。

例えば、経済の国際化の進展は、国際会計基準に基づいて国内の会計基準を改訂することを求めました。また、規制緩和は流通業界に「価格破壊」を巻き起こしました。これらの動きは新規参入や起業の意欲を引き出し、競争による活性化の効果をもたらしていきました。

そうした流れにあって、現在職業についている人々が知識や技術をレベルアップさせる、社会人の再教育（リカレント教育）を行う教育機関として、専修学校への期待が高まってきました。

かつてなら、日本企業は自前で社員教育をしてきたのですが、もはやそんな余裕はなくなっていました。また、社員にとっても、自ら能力を高めなければ、自分のポストは危ういと危機意識を抱えるようになっていたのです。

専修学校各分野の試み、多くを学ぶ

専修学校職業人再教育推進協議会は、工業、農業、社会福祉、経理、服飾、語学・観光、情報と分野ごとに7つの専門部会を設けました。

各部会は、現場の学習ニーズを調査したうえでプログラム、テキストを作り、カリキュラムを開発。有料（3000円〜3万円程度）で講座を開設して、ダイレクトメールなどで宣伝し、受講生を集めるという試みを実施しました。

経理、情報部門は、従来から社会人を対象とする講座を実践し、オーダーメイド型の教育などを展開してきたところもありましたが、そうした経験をあまり持たず、18歳学生を中心としてきた学校にとっては新たな挑戦となり、実践を通して多くを学びました。

（報告書より要点のまとめ）



パソコン画面の求人情報を見る人々。失業していない人も多く訪れ、日曜日に混み合うハローワーク。

主な講座、評価、教訓

（報告書より要点のまとめ）

●工業●

「機械技術者のための電気・電子」か
「しい機械のためのやさしい制御技術」

工業技術は細分化されているため、受講生数の確保には基本的な内容とする必

●農業●

「新・植木職・ガーデン研修セミナー」
「園芸ビジネス要員研修会」

切花中心だったフロアリストショップにガーデン園芸のニーズが高まっている

要がある。難解な理論を切り離し、理解しやすくした。受講者は「独学に向けて壁が取り払われた」と評価。

る。経営者も再教育の必要性を認識するが、中小店舗は資金面で困難。専修学校が教育を提供するニーズは高い。

●社会福祉

「福祉経営者講座」

介護保険制度導入を目前に、再教育のニーズは高いが、現場の職員にとっては、受講時間の確保は容易でない。マネジメントを扱った経営者向けの講座は成果を残した。今後、会計講座や、卒業生の再教育に取り組むべき。

●服飾

「ファッションアドバイザー リカレントカレッジ」

多様なニーズ、レベル差に対応しうるノウハウが教える側に求められ、受講者の要求も高く、提供する側に意識の切り替えが必要。企業人に受講を働きかけるには業界団体との連携が肝要。

●観光

「ホテルマネージメントシミュレーション講座」

コンピュータによる擬似ホテル経営体験は、参加者の職域経験に差異があったが、チームで取り組んだので成果を上げた。車いす利用者が参加できる小旅行を企画するプログラムも好評を博した。

Data Column

3万円までならOK
自己啓発への強いニーズ

専修学校職業人再教育講座の受講者に行ったアンケートから明らかになったのは、自己啓発の強いニーズがあるということでした。自己啓発への支出は「増やしたい」が40%以上、「現状維持」も半数以上。年間で負担できるのは平均で9万2000円、1講座当たり平均3万1000円という姿が浮かび上がりました。

重視することについては、「今」あるいは「将来」「仕事に役立つ」「昇進・昇格」など直接的な目的だけでなく、「自己啓発の目標になる」ことです。また、転職や独立を視野に入れた準備も怠りなく、という思いがうかがえます。

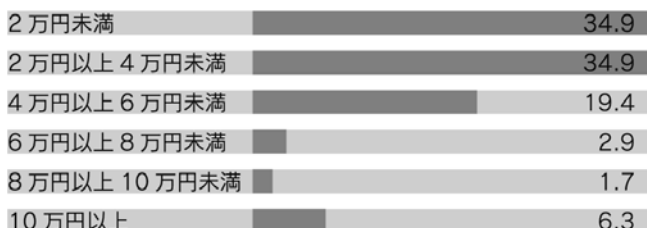
教育訓練を受ける方法として最も支持されているのは専門学校（専修学校専門課程）です。と同時に、公的機関によるもの、勤務先の社内で行われるものにも期待が高いことが分かります。

そこで、これらとの比較優位を図りながら、これらにないものを提供していくことが専修学校としてのあり方であるということ、あるいは、これらとの連携を進めることが求められたのでした。

●今後の自己啓発への支出 (%)



●1講座当たりの自己負担額の希望 (%)



●今後、教育訓練を受講する際に重視すること (%)
(いくつでも選んでよい)



●職業人向け教育訓練として期待できる学校、機関としてあてはまるのは? (%) (1つ選ぶ)



学歴社会から生涯学習へ。 学びの成果を生かすための 方策を模索

「人々が、生涯のいつでも、自由に学習の機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会において適切に評価されるような生涯学習社会」

生涯学習社会の定義を、第1期生涯学習審議会の答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」（1992〔平成4〕年7月）はこのように示しています。

そして、文部省の教育白書『我が国の文教施策』（1996〔平成8〕年度）は、「各専門学校が、その自由で弾力的な制度の特色を生かし高度化、複雑化する社会のニーズに的確に対応して生涯学習社会の中で積極的な役割を果たすことが期待される」としています。

従来のように「学ぶ年齢」と「働く年齢」を分けるのではなく、生涯にわたって学びたいときに学ぶことのできる社会の担い手として、専修学校が各地で様々な試みを始めました。

北海道、神奈川県、三重県などをはじめ、それぞれ地域の特色を生かし、地方自治体、公民館、高等学校などと連携したり、専修学校・各種学校同士が連携し



就職説明会に押しかける大学生。

たりして、多彩な学習内容、多様な学習の機会を人々に提供しています。

こうした試みでは、「認定証」「パスポート」の発行や、「単位互換」などの工夫をし、学習意欲を喚起するとともに、学習したことの証を提示するアイデアが盛り込まれています。

生涯学習審議会においても、機会の充実の議論が続いて、成果についての審議へと進められていきました。

1996〔平成8〕年4月、第3期生涯学習審議会は、「地域における生涯学習機会の充実方策について」（答申）をまとめた後、翌1997〔平成9〕年3月、「生涯学習の成果を生かすための方策について」の審議の概要をまとめています。

学習成果を生かす場面として、「地域

社会の発展」「ボランティア活動」「個人のキャリア開発」が挙げられました。

その中でキャリア開発については、公的職業資格や技能審査等の改善と活用が促進が打ち出され、次のような提言が行われました。

- ①公的職業資格の受験要件が学歴偏重にならないかの見直し。とくに専門学校卒業者が短期大学卒業者に相当する取扱いを受けるよう改善を図ること。

- ②大学、短期大学などで民間の審査・認定制度も単位認定できる途を開くこと。

- ③専修学校では、文部省認定技能審査の合格に関する学修は、科目の履修とみなすことができるように制度化を検討すること。

同年6月には、第4期の審議会が発足。成果について、継続して審議されていきました。

ビジネス能力検定(B検)が、 文部省認定試験に

財団法人専修学校教育振興会が実施するビジネス能力検定(B検)は、今日の

ビジネス社会が必要としている能力を、どのくらい備えているのかを客観的に評価する試験です。

第1回試験が1995〔平成7〕年2月から始まり、その後、文部省の技能審査として認められ、1997〔平成9〕年2月23日に行われた第5回試験が、「第1回文部省認定」となり、約2万9000人が受験しました。

ビジネス界の人材開発のプロと 教育界の専門家が連携し、 実践的な試験問題に

試験の内容は、社会人としてのビジネス知識や常識など知識を問うものとともに、ビジネス社会で、個々の場面での行動すべきかを問うもので、ビジネス界の第一線で活躍する人材開発の専門家と教育界の専門家が問題を作成している点

が、B検の大きな特色です。
検定は3級、2級、1級と設けられています。

3級は、これから社会人となる人、あるいは新入社員を対象に、仕事の基本、文書能力、対人関係処理能力などを問います。

2級は、中堅幹部をめざす人向けで、効率的な業務の進め方、様々なメディアを使った情報収集の仕方、報告書のまと

め方などを試します。

1級は、リーダーをめざす人向け。問題解決、企画提案、企業分析、マネジメントなど、高度な能力を問います。

実践的現場型の能力を問うB検は、まさに専門学校と企業の連携によって実現したものといえます。「学校での学び」と「企業の社員教育」のスムーズな接続ということもできます。2005〔平成17〕年までに、すでに約61万人が出願、37万人余りが合格しており、社会の高い評価を得ています。

情報処理活用能力検定(J検)

情報処理活用能力検定(J検)もまた財団法人専修学校教育振興会が実施している技能審査です。日常生活や職業生活に必要なITスキルを評価するもので、前身の情報処理能力認定試験は1988〔昭和63〕年から始まり、10回行われま

した。
1994〔平成6〕年6月、情報処理活用能力検定となって文部省認定として第1回を実施。2005〔平成17〕年までに延べ出願者数は73万人を超え、約34万人が合格し、社会で活躍しています。

J検は学校や企業での情報教育を想定した内容となっているのが、大きな特徴です。専門学校、高等学校、大学、短期大学、企業などの情報教育の専門家に

よって、教育的な観点から、ぜひ身につけたい知識や技術を題材に試験問題が作られています。

検定は、3級から1級まであり、次のように受験者層を想定しています。

3級・パソコンを操作・活用する基礎知識と技能、および情報社会に主体的に関わる姿勢などを評価。

準2級・ネットワーク化されたオフィスで、情報機器の操作・活用の基礎的知識と技能、そして円滑に業務を遂行するためのコミュニケーション能力などを評価。

2級・エンドユーザーのコンピュータ化を推進するための専門的な知識と技術、およびエンドユーザーが円滑に業務を遂行するためのコミュニケーション能力などを評価。

1級・統合された情報システムについての体系的な知識と技術、およびシステム構築のための分析と設計、ソフトウェア開発などの総合的な能力を評価。

なお、J検合格によって入学優遇措置を講じている大学、短期大学があり、また、単位認定を行う高等学校、大学、短期大学、専門学校もあります。

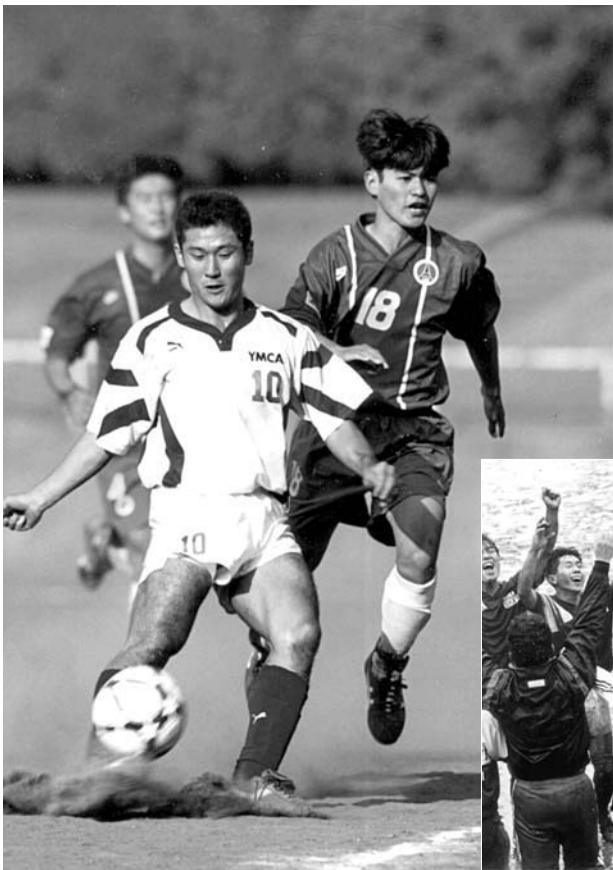
さらに、新人の採用や人事考課の基準として採用している企業も出てきました。

Championship
Tournament

全国専門学校 サッカー選手権大会

主催：全国専門学校体育連盟・サッカー連盟

1991〔平成3〕年より開催されているサッカー選手権大会。熱いチームプレーと個人プレーが織り成す展開に、協調性が育まれ、大きな達成感が生まれます。



大学編入学の実現。制度的袋小路の解消 学歴社会から生涯学習社会へのうねり

1998〔平成10〕年6月、学校教育法が一部改正され、専門学校（専修学校専門課程）から大学への編入学が認められるようになりました。

日本の学校の進学のしくみは、小学校・中学校・高等学校から大学へという、単一的な路線が一般的でしたが、生涯学習社会に向けたうねりとともに、専門学校への進学率も年々高くなり、高等学校卒業後の進路の選択肢が増え、実質的にいわば複線的な教育体系へ移行していったのです。

専門学校と大学、短期大学は、いずれも高等学校の卒業者を対象としている高等教育機関です。

ところが、短期大学で2年間学んだ後、大学に入る場合は、3年次からの編入学が認められ、専門学校で2年の課程を修了して大学に入る場合は、編入学は認め

られず、1年次から始めなければなりませんでした。

学校教育法第一条に定める学校（一学校）の進学のしくみに、専門学校は組み込まれていなかったのです。

しかし、日本が国の方向として生涯学習社会をめざす中で、状況は大きく変わりました。

人の学びが生涯にわたり、学びたいときに学び、その成果が適切に評価されるべき、という考え方が国によって打ち出されるようになり、そうなる旧来の一条校の枠では、もはや対応できなくなつたのです。職業教育、生涯学習の担い手である専修学校での専門的かつ多様な学びを包括する新たな枠組みが求められてきたのです。

また、専門学校においては、習得される知識、技術や技能の高度化が進んでいました。専修学校制度が施行された19



一面トップで大学審議会の報告を報道する読売新聞（1997年10月1日付）

76〔昭和51〕年当時は、ほとんどが1年制でしたが、それから20年以上が経過して、2年制が9割を占め、さらに3年

制、4年制も増えるなど、教育レベルが大きく向上したのです。

こうして、学校教育法が改正され、修業年限2年以上、総授業時数1700時間以上の専門学校卒業者に大学編入学の道が開かれました。併せて、短期大学と高等専門学校（専修学校）の専攻科への入学資格が付

10年におよぶ実現への道のり

大学編入学について、全国専修学校各種学校総連合会（全専各連）が初めて表明して提言したのは1985〔昭和60〕年の文部省臨時教育審議会全体会議での大沼淳会長の意見陳述においてです。

その後、全専各連の制度検討委員会最終報告（1987〔昭和62〕年）が編入

学について言及しています。そこから長い働きかけが始まり、その実現の糸口が見えたのは10年目を迎えた1996〔平成8〕年のことです。文部省の第3期生涯学習審議会（会長・伊藤正己前日本育英会会長）は「地域における生涯学習機会の充実方策について」と題する答申の中で「専門学校から大学への編入学についても、そのために必要となる要件などを含めて制度的な検討を進める必要がある」と示しました。

全専各連の会員で構成する全国学校法人立専門学校協会は、1997〔平成9〕年1月29日、国会議員170名とともに振興大会を開き、編入学早期実現の決議を採択しました。

文部省の中央教育審議会（有馬朗人会長）は「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の第2次答申をまとめるにあたって、教育団体の意見を求めるとして、審議のまとめ（その2）を5月30日に公表。これを受けて、全専各連は6月12日、日本の将来を担う子どもたちの「生きる力」を育むため、「職業教育」の観点から支援策や環境整備を論ずることが大切であると提言するとともに、専門学校卒業者の大学への編入学の早期実現を訴えました。さらに、6月17

日、自由民主党の国会議員の有志で構成する専修学校等振興議員連盟の総会で要望書を提出するなど、積極的に働きかけをしていきました。

6月26日には中央教育審議会の第2次答申が出されましたが、専門学校卒業者の大学編入学については触れられていませんでした。

そして9月30日、文部省の大学審議会（会長・石川忠雄慶応義塾大学名誉教授）は総会において、「修業年限2年以上、総授業時数1700時間以上の専門学校卒業者に大学等への編入学を認めることが適当」との大学教育部の提言を報告。この提言を盛り込んだ答申が町村信孝文部大臣に提出されました。

答申を受けて、文部省の生涯学習局専修学校教育振興室と高等教育局専門教育課などによる条文改正作業が始まりました。

1998〔平成10〕年3月10日、政府は、「学校教育法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出。6月5日、学校教育法の一部が改正されました。文部省は省令を改正し、翌1999〔平成11〕年4月1日、大学側の受け入れが開始されました。

Data Column

専門学校から大学へ、 大学から専門学校へ

接続をスムーズに、キャリア形成に寄与

施行の最初の年は490人が専門学校から大学へ編入学。その後、年間2300人台まで伸びています。専門学校生が大学の科目等履修生

などになって単位を履修した場合、学位授与機構（現在の独立行政法人大学評価・学位授与機構）による審査を受ければ、学位の単位を取得することも可能になりました。

一方、大学を卒業してから専門学校に入学する人も増えています。1999〔平成11年〕度は1万1068人でした。2004〔平成16〕年度は1万9439人、2005〔平成17〕年度は1万8531人と約1.7〜1.8倍に増えています。さて、2004〔平成16〕年度の専門学校の卒業者数は約28万6000人です。2005〔平成17〕年度に専門学校から大学に編入学した数は2300人強。この数を少ないと感じる人がいるかもしれません。

しかし、本来、専門学校は職業に就くための知識、技術、技能を身に

つけ、社会に巣立っていくことを前提とする「完結教育」を施す機関として教育を行っている学校がほとんどです。大学への進学を主たる目的とはしていません。

ニーズが多様化し、それに対応する様々な学びの選択を保証し、進路を設け、出口をふさぐことなく接続をスムーズにすることが、編入学制度のめざすものです。それによって、キャリアの形成に寄与する制度なのです。

●専門学校からの
大学編入学者数（人）

1999[H11]	490
2000[H12]	1,135
2001[H13]	1,731
2002[H14]	1,729
2003[H15]	1,807
2004[H16]	1,961
2005[H17]	2,319

●専門学校入学者のうち
大学卒業者数（人）

1999[H11]	11,068
2000[H12]	15,325
2001[H13]	16,224
2002[H14]	18,008
2003[H15]	18,763
2004[H16]	19,383
2005[H17]	18,531

出典：学校基本調査

画一的な教育から、柔軟で多様な選択肢のある教育が必要とされる時代に

大学編入学への動きが、急速に進展した背景には、橋本内閣が掲げる6つの改革の一つ「教育改革プログラム」があります。文部省が1997〔平成9〕年8月5日に発表した改訂版は、「速やかに結論を得る」と促しました。

また、その中では、教育制度を弾力化させることも謳っています。

大学に通いながら専門学校でも学ぶというようなダブルスクールをする学生が増えている現状があり、これに対応した取り組みも盛り込まれました。

例えば、専門学校に入学する以前に大学で履修した単位を、入学した専門学校で履修した単位とみなすことができるように関係省令を改正し、専門学校と大学・短期大学とで相互に学修を認定する仕組みを拡充すること。また、専門学校と放送大学など大学・短期大学との連携を深め、相互に学修の認定を促進することも盛り込まれました。

さらに、総理府の行政改革委員会の規制緩和小委員会（座長・宮内義彦オリックス社長）が発足しました。

同小委員会が12月4日に発表した最終



規制緩和問題に取り組む姿勢を打ち出した経団連の記者会見。

報告書は、画一的な教育の問題を指摘。学習の選択の多様化・柔軟化の必要を訴え、専門学校卒業者の大学編入を認めるよう提言しました。

「どの学校を出たかを問わない」大手企業の採用の動き

規制緩和小委員会が描く教育からは、経済のグローバル化が急速に進展する中で、メガコンペティション（大競争）時代を勝ち抜く人材像が浮かび上がります。

社団法人経済団体連合会（現・社団法人日本経済団体連合会）は、1998〔平成10〕年4月21日、「変わる企業の採用行動と人事システム」を発表。求めているのは「既存の概念を超えて、新しい

価値を創造できる人材」。そうした人材を確保するため、採用は「学校名不問」としたり、通年あるいは秋期採用を取り入れたりと、企業は、従来とは大きく異なる採用方法に踏み切っていたのです。

労働省による民業圧迫に、専修学校が強く反対

さて、90年代が終わりにさしかかっても不況から脱することなく、18歳人口の減少とのダブルパンチの下、専修学校は学生確保に苦心していました。そこに、労働省職業能力開発施設と専修学校との競合という新たな問題が生じたのです。

「職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律」が1997〔平成9〕年4月28日に成立し、雇用促進事業団（現・独立行政法人雇用・能力開発機構）は職業能力開発短期大学校の拡大強化に動き出しました。

短期大学校は雇用保険を原資とする人材育成機関です。

再雇用のために技術習得をめざす中高年だけでなく、高等学校新卒者も対象に、専修学校の3分の1とも5分の1ともいわれる授業料で専修学校と競合する学科を設け、高等学校への説明会も行いうなど大きな脅威となっていました。

全専各連は、この法律が成立する以前

から、「公共職業能力開発施設と専修学校等の学校教育との重複は官による民業の圧迫。役割分担を明確にすべき」と主張し、文部省、労働省、議員連盟に強く働きかけ、両省との政策協議を進めてきました。

その結果、1998〔平成10〕年3月31日、両省による合意文書が出されるにいたりました。その内容は、

- ① 学校教育との重複を避け、在職者の受け入れに努める。
- ② 入学定員を2割程度減らす。
- ③ 設置の際は専修学校関係者と調整する
- ④ 専修学校がニーズを満たしている場合、廃止、縮小を検討する。
- ⑤ 学校教育と混同されないように名称などをはっきり示す。
- ⑥ 授業料は国立大学と均衡を図る。

その結果、5月29日には、労働省は「新規の入校割合を漸次縮減」を示しました。

全専各連は、このように、様々な問題を掲げ、取り組んできましたが、中でも粘り強く続けてきたのが、「専修学校への寄付金に関する法人税上の優遇措置の拡充」です。

1998〔平成10〕年度の税制改正で、日本私立学校振興・共済事業団を通じた

寄付金について、校舎、施設などの取得に要した費用の借入金は、受配者指定寄付金として税法上の優遇措置がとられるようになりました。

しかし、教育研究に要する経常的経費については認められませんでした。

長野冬季オリンピックピック・パラリンピックで活躍する専修学校

1998〔平成10〕年2月に長野冬季オリンピック（第18回オリンピック冬季競技大会）が開催されました。開会に先立って、長野冬季オリンピック記念国際スポーツ科学会議（主催・JOC日本オリンピックピック委員会）が専修学校を会場

に開催されました。

また、地元長野県の専修学校生が、長野オリンピックピック委員会の要請を受けて、男子滑降、スーパード回転で、旗門審判員（ゲートジャッジ）、スタートとゴールの計時・計算のオペレーターとして参加しました。ゲートジャッジは、選手が旗の横を正しく滑降したかを確認し、旗が倒れたら直すという仕事で、資格の取得が必要です。計時・計算のオペレーターは、他の大会などで経験を積んだ学生が担当しました。

メディア村でもフロント業務などで専修学校生がボランティアを務めました。

こうして活躍した学生たちに、財団法人長野オリンピック冬季競技大会組織委員会から感謝状が贈呈されました。

メディア村でのボランティアは、全国語学ビジネス観光教育協会による文部省委嘱の産学連携教育推進モデル事業開発委員会の事業として行われたもので、ホテルでの事前学習を経て、オリンピックに臨みました。

大会開催中、文化プログラムとして行われたファッションショーは、環境に優しい素材をテーマに、専修学校の校長がプロデュース。長野パラリンピック開会式では、専修学校出身者が進行のチーフを担当するなど、世界の檜舞台で専修学校の実力が発揮されました。



「長野五輪」開会式。大関・若乃花関を先頭に日本選手団が入場。

Contest

調理師養成施設

調理技術コンクール全国大会

主催：社団法人全国調理師養成施設協会

和・洋・中の3つの部門で腕をふるう「グルメピック」

調理師養成施設に学ぶ全国の学生が年に一度、腕を競い合うのが調理師養成施設調理技術コンクール全国大会、愛称「グルメピック」です。

日本料理、西洋料理、中国料理の3部門が設けられ、1次審査を経て、2日間の大

会に臨みます。規定課題には、日本料理部門であれば大根のかつらむき、など、基本技術をしっかりと試され、さらに学生のオリジナルメニューの自由課題が用意されています。学生とは思えない見事な調理技術に、一般来場者もつなります。



学修の認定をより柔軟にし、 遠隔教育の可能性を広げる

文部省、専修学校の設置基準を5年ぶり2度目の改正

ニーズに応じて柔軟に教育を提供するのが専修学校です。この特色をより強めていったのが、1999〔平成11〕年の設置基準改正です。在学している専修学校「以外の」あるいは「以前に」学んだことも「成果」として認められ、さらに「遠隔教育」の道も開かれて、専修学校の可能性が広がりました。

専修学校における教育が、多様な学習ニーズに対応し、情報通信技術（後にいわゆるIT）の発展に即したものとされるよう、この文部省の第4期生涯学習審議会（会長・吉川弘之放送大学学長）の答申を受け、文部省は専修学校の設置基準の一部を改正する省令を1999〔平成11〕年10月25日に公布しました。

キャリアの開発に、 より学びの成果を活かすために

生涯学習審議会では、個々人の生涯学習の成果を、どのようにして活かしてい

くか、その方策について審議を進めてきました。1999〔平成11〕年6月9日の答申では、「キャリア開発」「ボランティア活動」「地域社会の発展」に活かしていくとしています。

「キャリア開発」とは、自らの職業観をつくりながら、自分がめざす方向の技術や知識、経験、学修歴や職歴などを積み上げていくこと。答申では、専修学校での学修の成果を積極的に評価していくように提言されました。

設置基準の改正は、1994〔平成6〕年以来、5年ぶりのこと。履修認定の対象となる学外の学修の範囲が大幅に広がったことが、改正のポイントです。

高等専修学校（専修学校高等課程）では他の高等専修学校の履修、専門学校（専修学校専門課程）では他の専門学校や大学、短期大学などの選択科目について、総授業時数の4分の1までとしていましたが、選択科目という制限をなくし、2分の1を超えない範囲と緩和されました。



ファッションの学びにIT、マルチメディアを導入し、より高度かつ理解の深まる授業が行われる

高等専修学校では、専門学校の授業科目や高等専修学校などの科目の履修、大学や短期大学などでの学修、高等専修学校に相当する外国の教育施設での学習成果。

専門学校では、専門学校に相当する外国の教育施設での学習成果。そして高等専修学校、専門学校とも、認定社会通信教育、技能審査、ボランティア、インター

ンシップなど文部大臣が定める学修。これらについて、在学している専修学校の学校長が水準を満たすと判断すれば、授業科目の履修とみなされることになりました。

遠隔教育が、今までの「教室」の概念を変える

マルチメディアの活用、インターネットを使った映像配信など、情報通信技術の高度化によって、教室の場所を選ばない遠隔教育の環境が整っていく中、様々な取り組みが進められていきます。

店舗などの経営に関わる様々な分野、例えば理・美容分野では、店舗経営においてパソコンの活用は不可欠のものとなり、授業にも必須のものとして取り入れられていきました。

また、ITによる遠隔教育を行う前提として、パソコンユーザーとなる学生、そして指導をする教員の精神的な面での配慮が必要なのが次第にわかってきま

した。全国専修学校各種学校総連合会（主専各連）の分野別部会である全国専門学校情報教育協会は、そうした問題に取り組みながら、旅行、福祉、会計、デザインなど多彩な分野の専門学校が、お互いの強み、専門性を発揮して、より高度な教育を共有できる可能性を追求していききました。こうした動きは、2000年〔平成12〕年ころからさらに積極的に進められていき、従来の教室の概念を変える遠隔教育の可能性が広がっていきました。

労働省から専修学校に、雇用創出のための委託訓練の要請

労働省は、厳しい経済情勢が続く中、緊急経済対策の下、1999年〔平成11〕年度の目標の一つとして「失業者を増やさない雇用と起業の推進」を掲げ、100万人の雇用創出をめざす雇用活性化総合プランを打ち出しました（1998年〔平成10〕年12月の完全失業者数は273万人）。

とりわけ、ホワイトカラーの失業問題を重視し、民間訓練機関への委託訓練の拡大を図るとして、専修学校に対して中高年者の職業訓練への協力要請が行われました。専修学校は、これを社会人の受け入れを推進する重要な施策と考えて、積極的に応えていきました。

ていたのが、中高年層の人材においての需給のミスマッチでした。不況の中でも求人自体はあったのですが、求職者の側に、求人側のニーズを満たす能力を持つ人材が不足しており、再就職を困難にしています。

そこで、新たな職業に転換するため、あるいは今持っている能力を高めるため、45歳以上60歳未満の非自発的離職者を対象に、OA事務、経理事務、情報処理、介護、造園、調理、建築など、週5日、昼間1日6時間の講座が、3か月、6か月、1年の期間にわたって実施されました。

専修学校などの講座が指定を受け、資格取得を支援する「教育訓練給付制度」がスタート

また、資格取得など積極的に能力開発に取り組みむ勤労者に対して、労働大臣が指定する職業に関する教育訓練を受けて修了すれば、学費の一部が支給されるという、雇用保険を利用した新たな制度も発足しました。

これは、雇用保険法の一部改正を受けて、1998年〔平成10〕年12月1日から実施された「教育訓練給付制度」で、修了すると学費の8割に相当する額（上限20万円）がハローワークから支給されるという制度です。1999年〔平成11〕年

10月1日時点で、全国で約8000講座が開設され、そのうちの約3割が専修学校・各種学校の講座でした。2000

〔平成12〕年には、全体で約1万4800講座にも上りました。

Data Column

雇用のミスマッチ、何ができますか

少ない求人、ホワイトカラー系職種

職種による需給ギャップがはっきりと現われ、最も需要（求人）の高い法人営業は供給（求職）の約10倍にも上ります。また、IT関連などの専門職でも人材不足の状態にあることがわかります。

一方、企画職、管理職など、仕事の成果や個人の能力が見えにくいホワイトカラー系の職種は、求人数は非常に少ない状態にあります。

一時期、中高年者の再雇用の相談場面で、「何ができますか」との問いに、「部長ができます」との答えが返って来るといふ笑話を取り上げられていました。専門性や成果を出せる能力がなければ厳しい時代になったことが、この数字に現われているといえます。

●仕事はあるが、なり手が不足

	求人倍率(%)
営業（法人新規）	9.95
管理職（営業系）	7.09
営業（個人新規）	5.31
セールスエンジニア	4.75
電気回路設計	3.04

●仕事は少なく、希望者は多い

	求人倍率(%)
商品開発	0.07
商品企画	0.08
管理職（サービス系）	0.10
マーケティング	0.11
管理職（技術系）	0.18

出典：「雇用のミスマッチの実態分析」（経済産業省、株式会社リクルートワークス研究所）2000（平成13）年7月19日

公的職業資格試験の格差是正、 公認会計士、不動産鑑定士の 第1次試験免除

1999〔平成11〕年度から、専門学校の修了者は、公認会計士、不動産鑑定士の第1次試験が免除されました。

公認会計士は大蔵省、不動産鑑定士は国土庁による国家試験で、どちらも第1次から第3次まであり、難関試験として知られています。第1次試験は、公認会計士が国語、数学、外国語、論文で、不動産鑑定士は国語、数学、論文です。

受験資格の規定はありませんが、これまで、大学、短期大学、高等専門学校の卒業者は第1次試験が、免除されてきました。ところが、これらと同じ高等教育機関である専門学校修了者には、この特典が認められていなかったのです。

これに対して、社団法人全国経理学校協会（現・社団法人全国経理教育協会）は、全国専修学校各種学校総連合会（全専各連）とともに格差是正を求め、各方面に陳情活動を行ってきました。

前年の1998〔平成10〕年には、専門学校卒業者の大学編入学が実現するなど、学校教育法の一部が改正され、併せて学校教育法施行規則の一部も改正されました。これを受けて、文部省は、大蔵省、国土庁に、一定の要件を満たした専

門学校の修了者には、第1次試験の免除を認めるよう要望をしたのです。

そうして、「公認会計士法」と「不動産の鑑定評価に関する法律」で、「大学（短期大学を含む）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」として取り扱われることになりました。

免除の対象となるのは、専修学校専門課程の修業年限2年以上で、課程の修了に必要な授業時数が1700時間以上という、大学編入学と等しい条件です。

専修学校制度が制定されて以降の1976〔昭和51〕年度の入学者についても、この基準を満たせば適用され、この点も大学編入学の要件と同等とされました。

社会保険労務士、税理士の 受験資格が拡大される

2000〔平成12〕年12月25日には、社会保険労務士について、労働省は専門学校卒業者に受験資格を拡大することとして、関係通達を改正することを、官房長名で都道府県労働局長に通知しました。

それ以前は、大学、短期大学、高等専門学校の卒業者の他、専門学校では看護、保育等の分野の修了者に限って受験資格が与えられていました。

これに対して、「規制緩和推進3か年計画（再改定）」（2000〔平成12〕年

3月31日）の中で「明確で合理的な理由のない受験資格要件の廃止」として、「一部の専門学校卒業者に限って受験資格を認めている社会保険労務士試験については、その範囲の拡大」の措置を講ずることとなり、2001〔平成13〕年度

の試験から、その実施がなされました。また、税理士試験も同様で、大学、短期大学、高等専門学校の卒業者の他、専

門学校の修了者では、社団法人全国経理学校協会主催簿記能力検定試験上級、日本商工会議所主催簿記検定試験1級の合格者にのみ受験資格が与えられていました。

こうした状況に対して、やはり規制緩和3か年計画の指摘とともに、社団法人全国経理学校協会と全専各連による是正を求める働きかけなどによって、2000

公的資格試験—受験資格、第1次試験の免除

■公認会計士（第1次試験）

- 受験資格：規定なし
- 第1次試験の免除
 - (1)大学（短期大学含む）、高等専門学校卒業者、
 - (2)大学（短期大学を除く）に2年以上在学し、44単位以上修得した者、(3)司法試験1次試験、不動産鑑定士1次試験合格者、(4)専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部大臣が定める基準〔総授業時数1,700時間以上〕を満たすものに限る）を修了した者、
 - (5)その他

*公認会計士の試験制度は2006〔平成18〕年度より変更されます。

■不動産鑑定士

- 受験資格：規定なし
- 第1次試験の免除

大学卒業者、大学に2年以上在籍して44単位以上取得した者、短期大学、高等専門学校卒業者

*不動産鑑定士の試験制度は2006〔平成18〕年度より変更されます。

■社会保険労務士

- 受験資格：学歴
 - ・学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学、高等専門学校を卒業した者
 - ・上記の大学（短期大学を除く。）において62単位以上を修得した者
 - ・旧高等学校令（大正7年勅令第389号）による高等学校高等科、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学予科又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒

- 業し、又は修了した者
- ・前記に掲げる学校等以外で、厚生労働大臣が認めた学校等を卒業し又は所定の課程を修了した者
- ・修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上の専修学校の専門課程を修了した者

*受験資格には、学歴の他に職歴、その他の国家試験合格等があります。

■税理士

- 受験資格
 - ・大学、短期大学の卒業者（法学、経済学で1科目以上履修した者）
 - ・大学3年以上の者（法学、経済学に関する科目を含め62単位以上の取得者、法学、経済学に関する科目を含め36単位以上（外国語、保健体育科目を除き、最低24単位の一般教育科目が必要）の取得者）
 - ・専門士で、法学、経済学に関し1科目以上履修した者。
 - ・司法試験第2次試験合格者、会計士補となる資格を有する者
 - ・日商簿記1級合格者、全経簿記上級合格者
 - ・国税審議会により受験資格に関して個別認定を受けた者
 - ・以下の実務に従事した期間が3年以上の者
 - 司法書士/弁理士/社会保険労務士など業務経験者。法人等による会計事務経験者。税理士/公認会計士/弁護士等の業務補助経験者。税務官公署における事務、その他の官公署における国税、地方税に関する事務経験者。

1〔平成13〕年5月25日、税理士法が改正されました。その結果、2002〔平成14〕年度から税理士受験資格は専門学校卒業者にまで拡大されました。

土曜日・夏休み専修学校体験学習 「専修学校チャイルドスクール」 が全国で開かれる

完全学校週5日制が2002〔平成14〕年4月より実施されることになりました。その趣旨は、児童、生徒などの生活時間の、家庭や地域社会での比重を高め「生きる力」を育むことにあります。それに基づいて、文部省は「全国子どもプラン」（緊急3ヶ年戦略）を立てました。

これは、2001〔平成13〕年度までに地域の子どもの活動を振興し、健全育成を図る体制を整備するというもので、全国各地の専修学校が委嘱事業として、これに参加、協力。1999〔平成11〕年度から2001〔平成13〕年度までの3年間、土曜日・夏休み専修学校体験学習「専修学校チャイルドスクール」を開催しました。

1999〔平成11〕年度は、全国34都道府県の264校が実施。小中学校生や保護者などを対象に、衣食住に関すること、園芸、手作りの凧、水墨画、福祉・保育など、バラエティ豊かに3



園芸の体験学習。



専修学校の先生にミシンの使い方を教わる中学生。

40コースが開設されました。子どもたちは、専修学校ならではの職業教育や実習体験を通して、仕事に対する意識を醸成していきました。専修学校にとっては、生涯学習の教育機関としての結びつきを強める機会となりました。

Opinion column

公的資格試験をめぐる 格差是正に向けて



全国経理教育協会副理事長
吉田学園理事長

吉田松雄

公認会計士については大蔵省に足を運び、不動産鑑定士は国土庁に、社会保険労務士は労働省、税理士試験は国税庁と、霞が関を歩き回っては、それぞれの省庁に働きかけをしていきました。

すでに1998〔平成10〕年に、専門学校卒業者の大学への編入学が認められており、もはや公的資格の試験をめぐる大学、短期大学との格差は正されるべき措置と各省庁も概ね受け止め、話し合いは進められたのです。

国会議員による「明日の私学を考える会」の支援を受けたことも、私たちはたいへん勇気づけられました。

難航し、最後まで残されたのは税理士試験をめぐる国税庁との交渉でした。

私たちは、専門学校卒業生全体のことを考えて、格差是正の交渉をしたのですが、国税庁からは、全経には簿記検定上級試験合格者については受験資格が認められているのだから十分ではないかと想定外の話が持ち出されたのです。

大学生や短期大学生は法学、経済学など関連する授業科目を1科目履修する程度で税理士の受験資格を与えられていました。

しかし、そうして得た受験資格は実質的にどれほどの意味を持ち、有効に使われるのでしょうか。

一方、専門学校生は、しっかりと専門知識を身につけてから試験に臨んでいるのです。すなわち、受験資格を実際の合格に結びつけるのが専門学校生です。両者の差は歴然としているといえます。この点を指摘したことで、話は前に進んでいきました。

「どの学校を出たか、よりもどんな力をつけたのが問われる」という、時代が求める専門学校生の強みが、決め手となったということができません。

学校・在学者・卒業生への調査から 教育内容の向上に取り組み専修学校

文部省による「専修学校に関する実態調査」が1999〔平成11〕年6月4日に発表されました。これは1997〔平成9〕年12月1日現在の調査で、全国3546校を対象に実施し、3360校の回答を得ています。なお、今回は2回目にあたり、前回は昭和63年に実施されています。

在学者の年齢で、22～29歳が前回の調査より3・8ポイント増えています。不況による就職難から、資格取得などキャリア開発に励む20代の人々の姿が映し出されているといえます。

学校の側もカリキュラム改革など教育内容の向上に、半数近くが取り組んでいます。一方、インターシップへの取り組みは約半数が予定しておらず、むしろその効果への疑問、あるいは自校の授業への自信をうかがわせています。

さて、専修学校に入学するにあたっての出身校での進路指導についてみると、中学校卒業者を対象とする高等専修学校では、進路指導を受けた生徒が半数を超えますが、高等学校卒業者を対象とする専門学校では約6割が受けていないことがわかりました。

[学校調査]

●年齢別在学者の構成

	%
18～21歳	81.0
22～29歳	11.1
17歳以下	5.7
30歳以上	2.6

●年間の教育費

	%
20万円未満	23.5
40万～50万円未満	21.9

●カリキュラムの改革（専門課程）

	%
カリキュラム改革を行った	48.7
期待した効果があった	29.9
若干の効果があった	44.9

●インターンシップ

	%
実施した学校	33.6
実施の予定なし	49.5
実施しない理由→日頃の授業で十分	39.5

[在学者調査]

●専修学校を選択した理由

	%
実践的な職業能力を身につけられる	26.6
興味や関心があった	22.1
公的資格が得られる	13.4

●出身校での進路指導

	指導を受けた	受けなかった
高等課程	53.7	46.3
専門課程	40.8	59.3

[卒業生調査]

●専修学校の教育内容が勤務先で

	%
「非常に役立っている」	39.2
「少し役立っている」	36.8

●勤務先での処遇

	%
高等課程卒業生「高卒相当の処遇を受けている」	58.1
専門課程卒業生「高専・短大相当の処遇を受けている」	58.9

出典：文部省「専修学校に関する実態調査」

留学生、就学生の受け入れ環境を整備

専門学校への留学生数が、9年ぶりに大幅に増加

減少を続けていた専門学校（専修学校専門課程）への留学生が、再び増加を始めた。

日本での就職や大学への進学、そしてアルバイトできる時間など、専門学校の留学生は大学や短期大学への留学生に比べ、規制が厳しかったのですが、同様に取り扱われるようになりました。2000（平成12）年1月からは、入国、在留の手続きを簡略化するなど、学びやすい環境が整備されていきました。

卒業後、日本での就職が可能になって

専門学校への留学生の数は、1990（平成2）年は1万2574人に上りました。これをピークに、減少が始まり、1998（平成10）年には5656人にまで落ち込んでいきました。

その背景には、80年代に比べ90年代の日本が勢いを失う中で他の先進国と比較

して魅力が薄れたこともあれば、1997（平成9）年にアジアを襲った通貨危機も一因となっているでしょう。

しかしそれだけでなく、専門学校への留学は、大学や短期大学と比べていくつかの点で規制が強く、そうしたことが障壁となっていました。

その一つが、卒業後は即時帰国しなければならず、日本での就職が認められないという点でした。2000（平成12）年6月に新たに伊東兵次会長が就任した全国専修学校各種学校総連合会（全専各連）は専修学校等振興議員連盟の支援を受けながら、法務省に働きかけを行いました。

そうした結果、1997（平成9）年7月22日には、法務省は、専門学校留学生が卒業後、日本で就職することについて、専門士の取得などを条件に、大学、短期大学の卒業者と同様の扱いとすることを決定しました。

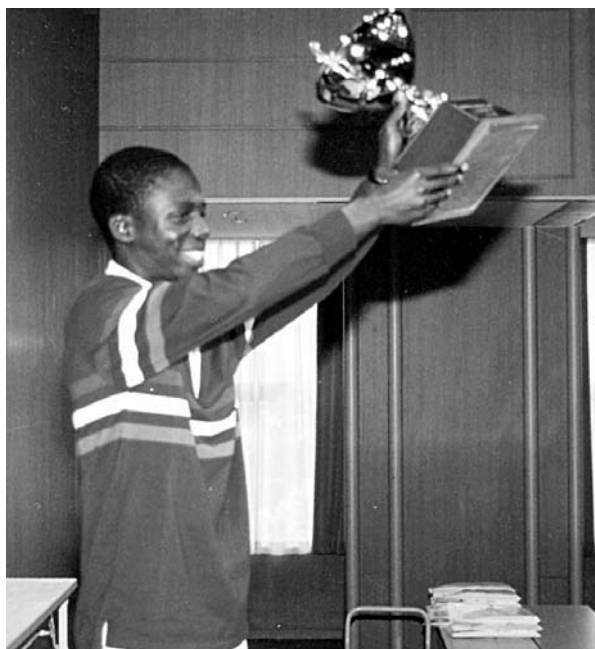
このような決定を行った理由として、法務省は「平成7年1月から一定の要件を満たす専修学校専門課程の修了者に対し、『専門士』の称号を付与することとなり、専修学校の職業的実務教育機関としての位置付けが明確かつ強固になったこと、専門士の称号を付与された者については、出入国管理

行政上、問題となる事案はほとんど発生していない」（「専修学校卒業生等に係る取扱いの見直しについて」という点を挙げています。専門士の称号の社会的認知と地位が確立してきたことを示すものといえます。

こうして、「技術」「人文知識・国際業

務」など就労可能な在留資格（単純労働）でなく、専門性のある仕事であることで、学んだことと携わる仕事の内容とが関連するものであることを条件に、認められるようになりました。

また、大学への進学についても、併せて規制が緩和されました。



全国専門学校日本語学習外国人留学生日本語弁論大会で最優秀賞に選ばれた留学生。

これまでは、専門学校で学んだ内容と大学での専攻内容が関連しなければ認められませんでした。それは問われなくなり、学びの選択肢が広がりました。

法務省人国管理局は、留学生の資格外活動許可（アルバイト）の取り扱いについて1998〔平成10〕年9月、見直しをしました。それまで、1日4時間以内とし、夏季休業中については、大学・短期大学生は1日8時間以内、専門学校生については4時間以内という規制がありました。これを緩和して、1日4時間または週28時間以内、夏季休業中は大学と同様としました。

こうした動きの中で、専門学校留学生数は1999〔平成11〕年には9年ぶりに増加し、6916人と、前年を1260人も上回る伸びを見せました。

2000〔平成12〕年1月からは、留学生の負担軽減のため、入国、在留の手続きを簡単にするなど、学びやすい環境が整備されていきました。

韓国で、台湾で「留学フェア」を開催

社団法人東京都専修学校各種学校協会は1997〔平成9〕年、初の「専門学校

校留学フェア」を韓国のソウルで開催しました。翌年には、第2回をやはり韓国（ソウル、釜山）で行うとともに、台湾（高雄、台北）でも開催しました。

日本の専門学校と留学生の受け入れ態勢について、直接説明をすることで、正しく理解してもらうことをめざしました。それとともに、志望者の個々の相談にきめ細かに対応していきました。

参加者も熱心に情報の収集につとめていました。

全国からの選抜チーム、中国で親善試合

全国専門学校バレーボール連盟は、全国各地からの選抜チームを編成し、1998〔平成10〕年12月22日から、中国北京市などで「第11回日中友好青年バレーボール親善大会」を開催しました。

前年までは関東地区の選手によるチームでしたが、この年は全国に広げました。対するは、南開大学など強豪を含む地元4大学でした。

選抜チームの成績は、男子は2勝2敗、女子は1勝3敗となりました。

Data Column

学校種別の留学生数の推移

●在学段階別留学生の推移（各年5月1日現在）

	専門学校	大学等	大学院	準備教育課程	総数
1985[S60]	2,424	7,201	5,384	—	15,009
1986[S61]	3,502	8,291	6,838	—	18,631
1987[S62]	4,316	9,803	8,035	—	22,154
1988[S63]	5,043	11,246	9,354	—	25,643
1989 [H1]	7,197	13,486	10,568	—	31,251
1990 [H2]	12,574	16,390	12,383	—	41,347
1991 [H3]	12,540	18,710	13,816	—	45,066
1992 [H4]	12,193	21,364	15,004	—	48,561
1993 [H5]	12,136	23,677	16,592	—	52,405
1994 [H6]	11,038	25,151	17,598	—	53,787
1995 [H7]	9,725	25,477	18,645	—	53,847
1996 [H8]	7,638	25,504	19,779	—	52,921
1997 [H9]	6,139	25,052	19,856	—	51,047
1998[H10]	5,656	25,159	20,483	—	51,298
1999[H11]	6,916	26,160	22,679	—	55,755
2000[H12]	8,815	30,612	23,585	999	64,011
2001[H13]	12,324	39,502	25,146	1,840	78,812
2002[H14]	17,173	50,321	26,229	1,827	95,550
2003[H15]	21,233	57,911	28,542	1,822	109,508
2004[H16]	23,833	62,311	29,514	1,644	117,302

文部科学省、独立行政法人日本学生支援機構しらべ

**労相が全専各連に協力を要請。
情報通信介護分野の人材を
育成し、ミスマッチ解消をめざす**

バブル崩壊から10年が過ぎ、失業率の上昇に歯止めがかかり、新卒の採用においても超氷河期を抜け出しつつある、という状況になりました。

2000〔平成12〕年4月の完全失業者は346万人、完全失業率は4・8％と前年に比べて減少の方向に向かっています。

また、同月、介護保険制度がスタートしました。12年度の総費用の見通しが4・2兆円と巨大市場が出現。それによつて、労働市場では、IT（情報通信技



介護保険のスタートとともに、福祉の仕事をめざす若者が増えた。

**Data
Column**

**委託訓練、「今後の仕事に役立ちそう」
約4万4000人が専修学校・各種学校で受講**

財団法人専修学校教育振興会は、労働省の委託を受けて実施している「緊急中高年就職促進訓練」についての受講者へのアンケート調査を行い、2000〔平成12〕年に発表しました。この調査は独立行政法人雇用・能力開発機構（かつての雇用促進事業団）よりの受託です。

緊急中高年就職促進訓練は、平成11年度で、全国でおよそ6万3000人が受講しており、専修・各種学校での受講者は約4万4000人に上りました。

「再就職のため」とする受講者もつとも多く、6割が今後の仕事に「役立ちそう」と回答しました。

また、労働省は、訓練が受講者に好評であったのをふまえて、中小企業を担う人材の育成を図るためとして、内容を大幅に改めました。名称から「中高年」をはずして、45歳以上としていたのを30歳以上に引き下げ、かつ幅広いコース設定とし、多様なニーズに応えていくことをめざしました。

●受講の理由

再就職のために知識・技術のレベルアップ	74.8
雇用保険の受給を受けながら再就職先を探す	31.5

●受講しているコース

OA 事務・OA 経理	45.3
デザイン・ファッション	11.6
介護福祉	8.9%
その他の事務的職業	8.9
サービス	6.3

●前職との関係

関係が深い	16.1
やや関係がある	41.1
全く関係がない	41.8

●難易度

ちょうどよい	60.5
難しい	29.1
やさしすぎる	7.7

●役に立つ?

役に立ちそう	60.7
分からない	34.0

調査日：1999〔平成11〕年10月1日、有効回答数2894人

術)関連とともに、介護福祉関連分野の急激な成長が見込まれ、大量の人材が求められる見通しが出てきました。

ところが、そうした新しい分野の需要を満たす技術、技能、知識を備えた人材は不足し、育ってはいませんでした。

そこで労働省は、前年の1999〔平成11〕年に立ち上がった委託訓練に続き、2000〔平成12〕年5月、さらに求人と求職のミスマッチの解消をめざす緊急雇用対策を発表しました。

柱となったのは、次の6つです。

①職業能力、産業界のミスマッチの解消。

②雇用機会創出支援対策の強化。

③学卒末就職者対策等の強化。

④雇用維持、非自発的失業者の対策強化。

⑤賃金労働条件、年齢間のミスマッチの解消。

⑥雇用保険制度の改革等によるセーフティ・ネットの確立。

これらを推進し、達成するために、注目された労働市場がＩＴ関連分野や介護福祉関連分野であり、その人材育成に大きな期待が寄せられたのが職業教育の要である専修学校などで、ここで短期間に集中して職業訓練を行おうというものとした。

推進にあたって、牧野隆労働大臣は、

全専各連に協力を要請しています。

全専各連は、要請に全力を挙げて応えるとの談話を発表

5月16日、牧野労働大臣が記者会見を開き、緊急雇用対策を発表。これを受けて、全専各連も、次のような談話を発表しました。

専修学校などが備えている機能を發揮し、教育訓練の一翼を担う機関としての社会的責任を果たすという観点から、あらためて労働省との間に密接な協力・実施体制を確立し、今後1年間に集中して職業訓練に全力を挙げて取り組む。また、情報通信などの訓練コースの拡充強化を図り、専門的な技術を持った人材の養成をする。

なお、労働省が示した「ミスマッチ解消を重点とする緊急雇用対策」の主な施策は、次の3点です。

①専修学校・各種学校との連携の強化、夜間コースの開設などによる情報通信などの訓練コースの拡充強化。

②短期コースの開設や複合型受講制度の創設などによる情報通信、介護関連分野の職業訓練の拡大と、働く人すべてのＩＴ化対応の促進。

③学卒末就職者対策等の強化Ⅱ学卒末就職者に対する事業主や民間教育訓練機関への委託訓練の実施。

Contest

全国専門学校日本語学習

外国人留学生日本語弁論大会

主催：全国専門学校日本語教育協会

スピーチに感動が広がって

留学生が思い思いのテーマで、ときにユーモラスに、そして真摯に、スピーチをします。日本人が忘れかけたこと、あるいは地球市民として大切にしたいことを訴える姿に来場者の感動が広がります

